

平成30年4月1日

総務部

一般事業主行動計画(重点項目)について

福岡労働局より、一般事業主行動計画を策定し届出を提出するよう指示がありました。

平成30年3月末で現在提出中の行動計画が終了となりますので、新たな計画をお知らせします。

●行動計画の策定のポイント

1. 年休の取得促進については過去2回の行動計画を浸透させるため継続する。
2. 新規の取組として、女性管理職候補社員の養成教育、並びに若年者に対するインターンシップの受入れについて部外周知を図る。
3. 育児・介護休業法・雇用保険法・労働基準法に基づく諸制度の社員周知を図る。
4. ノー残業デーについては引き続き継続していくが、社内浸透しているため重点項目からは除く。

前々回行動計画 (H24. 12. 1～H27. 3. 31)	前回行動計画 (H27. 4. 1～H30. 3. 31)	今回行動計画 (H30. 4. 1～H33. 3. 31)
① 所定外労働の削減措置 (ノー残業デー設定)	① 所定外労働の削減措置 (週1回のノー残業デー懲 憑)	① 年休の取得促進措置 (会議・研修・社内メールを通 じて年休取得の懲憑)
② 年休の取得促進措置 (業務閑散期、盆期間、年末 年始期間等)	② 年休の取得促進措置 (GW、夏季休暇、年末年始期間 の休日に合わせて年休取得 の懲憑)	② 女性社員へのキャリアアッ プ研修の実施 (部外研修を活用し女性幹部 候補生を派遣)
	③ 子どもを育てる労働者が利 用できる措置 (3歳以上の子を養育する労 働者に対し所定労働の制限)	③ 若年者に対するインターン シップ等の就業体験機会の 提供 (学校訪問を通じてインター ンシップ受入が可能な旨を周 知)
		④ 育児・介護休業法に基づく育 児休業、雇用保険法に基づく 育児休業給付、労働基準法に 基づく産前産後休業など諸 制度の周知

※別紙添付・・・「一般事業主行動計画策定届」